

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日にA会社に雇用されて以来、幾つかの会社を転々とし、平成〇年〇月〇日にB会社を離職するまでの間、船員としてサンダーやディスクグラインダー等を用いて船体の錆落とし等を行う騒音作業に従事していた。

請求人によれば、船体の錆落とし作業を行う際に発生する騒音により、平成〇年頃より耳鳴を自覚するようになったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院に受診し、「両感音性難聴」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更に、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 騒音性難聴については、決定書別紙に引用する「騒音性難聴の認定基準について」(改正平成3年12月25日付け基発第720号。以下「認定基準」という。)が策定されており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、請求人の騒音業務歴及び本件に係る医師の所見並びに意見を基に、請求人に発症した本件疾病が認定基準に示された認定要件を満たしているか否かについて、以下検討する。

ア 認定要件1「著しい騒音にばく露される業務に長期間引続き従事した後に発生したものであること」について

決定書理由に説示するとおり、請求人は両耳付近で85dBを超えると推定される著しい騒音にばく露する作業に長期間従事していたものと認められ、さらに、平成〇年〇月〇日に当該騒音ばく露業務を離れた後、平成〇年〇月〇日にD医師により本件疾病と診断されており、認定要件1を満たしていると認められる。

イ 認定要件2「以下の要件のいずれにも該当する難聴であること」について

① 鼓膜及び中耳について：D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において「両側とも鼓膜は正常」としており、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において両側とも鼓膜及び中耳に異常なしとしていることから、鼓膜又は中耳に著変がないと認められる。

② 気導値及び骨導値について：E医師は上記意見書において、骨導値と気導値に差異が認められないとしているが、F医師は平成〇年〇月〇日付け面談録取書において、オーディオグラム上、骨導値と気導値に差異があり混

合性難聴の型に近い旨を述べており、E医師の施行した3回のオーディオグラム全てで気導値と骨導値に明らかな差異が認められていることが確認できる。以上から、当審査会としても骨導値と気導値に差異がないとの認定要件は満たしていないと判断する。

- ③ オーディオグラム上の聴力の型について：D医師は上記診断書において、オーディオグラム上の聴力の型について言及していない。E医師は上記意見書において、オーディオグラム上の聴力の型は両側とも水平型と評価している。両医師による検査結果を受けて、F医師は平成〇年〇月〇日付け面接録取書において、オーディオグラムは騒音性難聴の型を示しておらず、骨導値についてみても、D医院及びG病院での検査の結果から、その型は中心低下型（U字型）であり、騒音性難聴の型は示していないと述べている。

以上から、当審査会としてもオーディオグラムにおいて聴力障害が低音域より3,000Hz以上の高音域において大であることとする認定要件は満たしていないと判断する。

ウ 認定要件3「内耳炎等による難聴でないとは判断されるものであること」については、E医師の上記意見書に記された所見から認定要件を満たしていると認められる。

エ 以上のとおり、請求人の難聴は、認定要件2の(2)(上記イの②及び③)を満たしていないことから、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由による騒音性難聴とは認められないと判断する。

また、騒音性難聴と認められない以上、耳鳴についても業務上の事由によるものとは認められない。

(2) なお、請求人及び再審査請求代理人は、騒音性難聴の聴力障害は初期には高音域が著明であるが、その後、より高音域、次いで中音域、低音域へと拡がるとされており、長期間騒音にばく露された請求人の聴力障害は進行した時期の騒音性難聴の特徴を示している旨主張している。しかしながら、その主張を支持する客観的な医学的所見あるいは見解は示されておらず、上記主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。